

賃貸借契約解約通知書（事業用）

様

この度、次の通り賃貸借契約を解約し物件を退去します。

届出年月日	年 月 日（来店・電話・メール・ ）
物件名	
借主名	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>TEL</div> <div>印</div> <div>担当者氏名： TEL E-mail</div> </div>
引越日	年 月 日 午前・午後 時～ <small>（未定の場合は決まった時点でご連絡ください。）</small>
退室立会日時	年 月 日 午前・午後 時 <small>（未定の場合は決まった時点でご連絡ください。）</small>
明渡日（契約解約日）	年 月 日
引越先・連絡先	住所
鍵の返却先／返却数	貸主・エスケーケー住宅・管理人 / 本・枚
解約の理由	
破損汚損箇所	
最終賃料振込額	月分（ 日分） 円

- ① 契約解約
賃貸借契約書の契約解約の条項に基づき、届出日から3ヶ月の予告期間が必要です。
契約解約日前に物件を退去されても契約解約日まで賃料等は発生致します。
 - ② 退去明渡
退去とは物件を明渡し、鍵を貸主、管理人又は仲介業者に返還したときに完了したものと認定します。
尚、鍵の返還以降は契約解約日以前でも物件の使用はできません。
 - ③ 退室立会
動産物をすべて出した時点で管理人または仲介業者による退室立会を行います。汚損・破損箇所がある場合はお申し出ください。尚、引越日・退室立会日・明渡日が同日の場合でもご記入ください。
 - ④ 敷金・保証金の返却
敷金は未払い賃料及び室内修繕費・原状回復費等の債務金額を控除した残額を、保証金は契約の定めに従い償却後の金額から未払い賃料及び室内修繕費・原状回復費等の債務金額を控除した残額を、貸主より指定の口座に振込ます。
尚、室内修繕費・原状回復費等が敷金・保証金では不足する場合は不足分を請求いたします。
 - ⑤ 明渡日が経過した後の室内に残った動産物については全て処分いたします。尚、その処分費用は借主の負担とします。
- <返却先> ご契約者名義の口座を記入下さい。

フリガナ _____ 金融機関名 _____	フリガナ _____ 銀行・信用金庫 _____	フリガナ _____ 本・支店 _____
普通預金・当座預金 № _____	口座名義人 _____	

署名 _____ 印 _____

東京都墨田区両国4-33-11
有限会社エスケーケー住宅
TEL 03(5669)8188 FAX 03(5669)8180
E-mail: info@skk-jutaku.co.jp

<弊社使用欄> 貸主連絡／保証会社名 _____（有・無）解約手続（済）／火災保険（有・無）／精算（済）